

住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金（10万円/1世帯）のご案内

DV（ドメスティック・バイオレンス）等避難中※¹でも受給できる場合があります

支給対象

以下のいずれかに該当する**避難世帯**

- ① 避難世帯**全員**の令和4年度「**住民税均等割が非課税**」の世帯
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入が減少し、避難世帯全員が「**住民税非課税相当**」※²となった世帯

支給額

1世帯あたり**10万円**

申請先（福生市にお住まいの方）

福生市役所 1階10番窓口 社会福祉課

申請期間

令和4年9月30日（金）まで

手続き（福生市にお住まいの方） 裏面もご確認ください。

福生市社会福祉課（042-551-1522）へお問い合わせください。

※福生市外にお住まいの方は、現在お住まいの市区町村へお問い合わせください。

問合せ

福生市
福祉保健部 社会福祉課 福祉総務係

042-551-1522（直通）

受付時間 平日8：30～17：15

（給付金全般に関する問合せ）

福生市臨時特別給付金コールセンター

0570-001091

受付時間 平日8：30～17：15

※1 「DV等避難中」とは、ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為、児童虐待やこれに準ずる行為等の被害者が住所地以外にお住まいの場合をいいます。このリーフレットでは、「住所地」とは、住民票の有無にかかわらず、避難する前に居住していた場所をいいます。

※2 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和4年1月以降の任意の1か月収入×12倍）が市町村住民税均等割非課税水準以下であることを指します。

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

手続き・支給要件・必要書類の詳細

以下のQ&Aをご参照ください。

ご不明な点は、福生市社会福祉課（042-551-1522）へお問い合わせください。

※福生市外にお住まいの方は、現在お住まいの市区町村へお問い合わせください。

Q 私の住民票がある市町村で、同一世帯の配偶者が給付金を受給しました。私は給付金を受給できませんか？

A 住民票がある市町村で世帯主（配偶者等）が給付金を受給済の場合であっても、ご自身が要件（DV避難中であることの証明、収入要件）を満たせば、現在お住まいの市区町村から給付金を受給できます。

DV等避難中であることを明らかにできる書類の例（児童手当準拠）

- 配偶者に対する保護命令決定書の謄本と確定証明書等
- 婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター等が発行する証明書
- 住民基本台帳事務における支援措置（閲覧制限等）の決定通知書
- 配偶者に児童への接近禁止命令が発令されている場合等

Q 配偶者からDVを受け避難しています。配偶者の扶養に入っている場合、受給できますか？

A 配偶者の扶養に入っている場合でも、DV等避難者は独立した生計を立てている者とみなし、ご自身の収入が住民税非課税世帯相当である場合には受給できます。

Q 市外に避難していますが、住民票は福生市にあります。現在の住まいで受給するためにはどのような手続きが必要ですか？

A 現在お住まいの市区町村にご連絡いただき、手続き方法や必要書類をご確認ください。



住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。